

社会福祉士国家試験受験資格取得に向けての心構えについて

1 福祉学専攻のアドミッションポリシー（本学が求める学生像）

（1）仏教学科

- ① 好奇心を持ち、さらなる探求心を培おうと思う人
- ② 見識を深め、自己を向上させようとする人
- ③ 一人一人の個性を尊重し、相手の視点に立つことができる人
- ④ 主体的、かつ柔軟に思考することができる人

（2）福祉学専攻

- ① 人を敬い、やさしい心をもった人
- ② 将来、福祉の分野で活躍したいと思っている人
- ③ からだを動かし、五感をはたらかせて考えようとする人

2 カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

身延山大学仏教学部仏教学科では、建学の精神「立正安国」（教育理念）に基づき、高い専門性をもった人財を養成します。

仏教学科に専門課程として日蓮学専攻、文学・芸術専攻、福祉学専攻の3専攻を設置し、以下のような方針に基づいて教育課程（カリキュラム）を編成しています。

（1）仏教学科

- ① 仏教の持つ普遍的哲学性をより発展させ、社会に対する奉仕、実践・見識、社会貢献を重んじる人財を育成するために、教養基礎科目と専門課程科目を開設します。
- ② 教養基礎科目は専門課程科目を幅広く補完し、問題解決に向けた基礎的な教養を学びます。

（2）福祉学専攻

- ① 乳幼児から高齢者まで、多様な領域の福祉に対応できる理論を体系的に学びます。
- ② 高齢者や障がい者の生活上の課題を解決できるように支援する具体的方法を実践的に学びます。
- ③ 子どもを取り巻く生活上の課題を解決できるように支援する具体的方法を実践的に学びます。

3 ディプロマポリシー（学位授与に関する方針）

身延山大学仏教学部仏教学科で以下のような力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

（1）仏教学科

- ① 各専攻における講義形式学習、演習形式学習、実践形式学習を良く修め、現代社会における多様な課題に対して、学修した知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現力、コミュニケーション力などの総合力を用いて、発見、分析、解決する力を身につけた人。
- ② 文学、仏教彫刻・修復、博物館学を修め、芸術の発展に寄与できる総合力を身につけた人。

（2）福祉学専攻

- ① 社会福祉や法制度の意義を理解し、人権尊重の立場に立って、利用者の全体を通じた支援ができる力を身につけた人。
- ② 地域福祉の諸問題を発見し、協働して解決できる力を身につけた人。

4 社会福祉士国家試験の受験資格取得に向けた心構え

社会福祉士国家試験の受験資格取得に向けた心構えについて、以下のポイントを考慮することが重要です。

(1) 明確な目標設定

社会福祉士としてのキャリアを考え、なぜこの資格を取得したいのかを明確にすることで、モチベーションを高めることができます。また、具体的な目標を持つことも必要です。

(2) 計画的な学習

試験は多岐にわたる科目が出題されるため、効率的な学習計画を立てることが不可欠です。科目ごとに学習時間を設定し、進捗を確認しながら進めることで、無理なく知識を定着させることができます。また、過去問や模擬試験を活用して実践的な対策を行うことも効果的です。

(3) ストレス管理

試験勉強は長期間にわたるため、精神的な負担がかかります。適度な休息やリフレッシュの時間を設けることで、集中力を維持しやすくなります。また、友人や家族と勉強の進捗について話し合うことで、孤独感を軽減し、サポートを得ることも大切です。

(4) 実習で得た経験

実習は受験資格取得のためだけでなく、試験勉強にも役立ちます。実際の現場での経験を通じて得た知識やスキルは、試験問題への理解を深める助けになります。

(5) 柔軟な思考を持つこと

試験内容や出題傾向は変化する可能性がありますので、新しい情報や学び方に対してオープンでいることが求められます。特に新カリキュラムへの対応が必要になる場合もあるため、自分自身の学習方法を見直すことも考慮しましょう。

5 社会福祉士国家試験受験資格課程の資格取得の方法(「履修の手引き」より)

「社会福祉士」は、昭和63年の春から施行された国家資格で、主に専門的知識及び技術をもって、身体的もしくは精神上の障害あるいは環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行い、福祉・行政など幅広い分野での活躍が期待されます。とくに社会福祉士としては、その高度なソーシャルワーカーとしての資格を活かし、地方自治体の社会福祉関係の公務員への道も開かれています。

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1項の規程により、本学において下記の社会福祉に関する科目(指定科目)を修得し卒業した者は、社会福祉士国家試験を受験することができます。

(1) 社会福祉士国家試験受験資格取得科目一覧【全て修得してください。】

NO	法定科目		本学開講科目					
	科目名	時間	科目名	時間	単位	区分	年次	回数
1	医学概論	30	医学概論	30	2	講義	3	15
2	心理学と心理的支援	30	心理学	30	2	講義	1・2	15
3	社会学と社会システム	30	社会学	30	2	講義	1・2	15
4	社会福祉の原理と政策	60	社会福祉概論Ⅰ	30	2	講義	1・2	15
			社会福祉概論Ⅱ	30	2	講義	1・2	15
5	社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	30	2	講義	2	15
6	ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	30	2	講義	1	15

7	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30	2	講義	1	15
8	ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	30	2	講義	1	15
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	30	2	講義	2	15
9	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	30	2	講義	2	15
			ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	30	2	講義	3	15
10	地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	30	2	講義	2	15
			地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	30	2	講義	2	15
11	福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	30	2	講義	2	15
12	社会保障	60	社会保障論Ⅰ	30	2	講義	2	15
			社会保障論Ⅱ	30	2	講義	2	15
13	高齢者福祉	30	高齢者福祉論	30	2	講義	1・2	15
14	障害者福祉	30	障害者福祉論	30	2	講義	2	15
15	児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉	30	2	講義	2・3	15
16	貧困に対する支援	30	貧困に対する支援	30	2	講義	2・3	15
17	保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	30	2	講義	2・3	15
18	権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30	2	講義	2・3	15
19	刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	講義	2・3	15
20	ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30	1	演習	1	15
21 21	ソーシャルワーク演習(専門)	120	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	30	1	演習	2	15
			ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	30	1	演習	2	15
			ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	30	1	演習	3	15
			ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	30	1	演習	3	15
22	ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	30	1	演習	2	15
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	30	1	演習	3	15
			ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	30	1	演習	3	15
23	ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ(8日間)	60	1	実習	2・3	
			ソーシャルワーク実習Ⅱ(24日間)	180	4	実習	3・4	
合計時間				1200	61			

(2) ソーシャルワーク実習の履修について

① 実習期間

ソーシャルワーク実習合計 (240 時間)

【ソーシャルワーク実習Ⅰ (60 時間・8 日間)、ソーシャルワーク実習Ⅱ (180 時間・24 日間)】

学年	学期	実習期間	実習パターン					
			1		2		3	
2 年次	後期	2 月上旬から 3 月末	実習Ⅰ	8 日間				
3 年次	前期	8 月上旬から 9 月末	実習Ⅱ	24 日間	実習Ⅰ	8 日間		
3 年次	後期	2 月上旬から 3 月末			実習Ⅱ	24 日間	実習Ⅰ	8 日間
4 年次	前期	8 月上旬から 9 月末					実習Ⅱ	24 日間

※実習パターン 1 か 2 が望ましい。

② ソーシャルワーク実習履修要件

ソーシャルワーク実習を履修するためには、以下の科目を修得し、かつ CAP 制において履修支援対象者でない者・ソーシャルワーク実習担当者連絡会で認められた者のみ、実習が許可されます。

- ・ソーシャルワーク実習Ⅰの履修要件は、「実習Ⅰ」の欄に○印のある科目を修得済みであること
- ・ソーシャルワーク実習Ⅱの履修要件は、「実習Ⅱ」の欄に○印のある科目を修得済みであること

本学開講科目	単位	形式	年次	実習Ⅰ	実習Ⅱ
社会福祉概論Ⅰ	2	講義	1・2	○	
社会福祉概論Ⅱ	2	講義	1・2	○	
高齢者福祉論	2	講義	1・2	○	
社会福祉調査の基礎	2	講義	2		○
障害者福祉論	2	講義	2		○
児童・家庭福祉	2	講義	2・3		○
社会保障論Ⅰ	2	講義	2		○
社会保障論Ⅱ	2	講義	2		○
ソーシャルワークの基盤と専門職	2	講義	1	○	
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2	講義	1	○	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	講義	1	○	
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	講義	2		○
ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2	講義	2		○
ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2	講義	3		○
ソーシャルワーク演習	1	演習	1	○	
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	1	演習	2		○
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	1	演習	2		○
ソーシャルワーク実習Ⅰ	1	実習	2・3		○
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	演習	2	○	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	演習	3		○

(3) 実習上の諸注意事項

- ① 実習指導及びゼミ等で説明があった指導上の留意事項を厳守してください。
- ② 実習中に諸問題等が発生した場合には、速やかに本学に連絡してください。
- ③ 実習中は実習施設の就業規則及び注意事項を遵守してください。
- ④ 実習生の実習先施設は実習担当者連絡会にて決定をする。
- ⑤ 大規模災害における対応については「福祉系実習の大規模災害における対応について」に準ずる。

(4) 実習指導体制

① 実習指導者との話し合い

実習先の実習指導者とは十分コミュニケーションをとるように努め、定期的な話し合いの時間を持つよう、積極的に働き掛けます。

② 担当教員の巡回指導

大学教員が実習期間中週1回巡回し、実習指導者も交えて3者面談や個別指導を行う。なお、実習担当教員と実習指導者が必要と認めた時には、実習巡回は帰校日指導や ICT による指導が行われる場合もあります。

③ 実習後指導

実習終了後、実習担当教員が実習の事後指導を行います。

④ 実習報告会

実習終了後、実習で得た学びをまとめ学内で報告します。

(5) 実習費の納入について

実習施設により実習費が異なります。担当教員、又はメール・掲示板にて連絡しますので、その指示に従ってください。(目安としては実習1日に、1,000円から3,000円位が実習費となります。)

6 ソーシャルワーク実習へ向けての心構え

ソーシャルワーク実習に向けての心構えは、実習を成功させるために非常に重要です。以下に、実習生が持つべき具体的な心構えをいくつか挙げます。

(1) 意欲と目的を持つこと

実習は単なる経験を積むことや、資格取得への義務ではなく、実際の現場での経験を通じて自分自身を成長させることが重要です。実習の目的を明確にし、自分が何を学びたいのかを考えることが求められます。

(2) 積極的な質問をする姿勢

わからないことや疑問に思ったことはそのままにせず、指導者や職員に積極的に質問することが重要で、理解を深めることができます。この姿勢は、実習生としての成長だけでなく、職場での信頼関係を築く上でもとても重要です。

(3) 基本的なマナーやコミュニケーション能力が必要

服装や言葉づかい、時間厳守などの社会人としてのマナーはもちろん、利用者とのコミュニケーション能力も求められます。特に、利用者との円滑なコミュニケーションは、信頼関係を築くための基盤となります。

(4) 事前準備と情報収集

実習先について事前に調たり、可能であれば見学を行うことで、初日の緊張感を和らげることができます。また、社会福祉士として必要な知識や技術について予習しておくことで、実習中の理解が深まります。分からことがありましたら、担当教員に質問しましょう。

(5) 自己反省と成長への意識

実習中には、自分自身の行動や思考を反省し、改善できるかを考えることが必要です。これは自身の成長につながり、将来の職業生活にも良い影響を与えることでしょう。

社会福祉士の倫理綱領

(2005 年 6 月 3 日 第 10 回通常総会 採択/2020 年 6 月 30 日 採択)

前 文

われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。

われわれは、社会システムおよび自然的・地理的環境と人々の生活が相互に関連していることに着目する。社会変動が環境破壊および人間疎外をもたらしている状況にあって、この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した、次の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014 年 7 月)を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の緒原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々や様々な構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。(IFSW ; 2014. 7.)

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。

原理

I (人間の尊厳)

社会福祉士は、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがいのない存在として尊重する。

II (人権)

社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

III (社会正義)

社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

IV（集団的責任）

社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

V（多様性の尊重）

社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

VI（全人的存在）

社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

倫理基準

I．クライアントに対する倫理責任

1．（クライアントとの関係）

社会福祉士は、クライアントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。

2．（クライアントの利益の最優先）

社会福祉士は、業務の遂行に際して、クライアントの利益を最優先に考える。

3．（受容）

社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。

4．（説明責任）

社会福祉士は、クライアントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。

5．（クライアントの自己決定の尊重）

社会福祉士は、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、社会福祉士は、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。

6．（参加の促進）

社会福祉士は、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。

7．（クライアントの意思決定への対応）

社会福祉士は、意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。

8．（プライバシーの尊重と秘密の保持）

社会福祉士は、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。

9．（記録の開示）

社会福祉士は、クライアントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライアントに記録を開示する。

10．（差別や虐待の禁止）

社会福祉士は、クライアントに対していかなる差別・虐待もしない。

11．（権利擁護）

社会福祉士は、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。

12．（情報処理技術の適切な使用）

社会福祉士は、情報処理技術の利用がクライアントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

Ⅱ．組織・職場に対する倫理責任

1．（最良の実践を行う責務）

社会福祉士は、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。

2．（同僚などへの敬意）

社会福祉士は、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。

3．（倫理綱領の理解の促進）

社会福祉士は、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。

4．（倫理実践の推進）

社会福祉士は、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。

5．（組織内アドボカシーの促進）

社会福祉士は、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。

6．（組織改革）

社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

Ⅲ社会に対する倫理責任

1．（ソーシャル・インクルージョン）

社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。

2．（社会への働きかけ）

社会福祉士は、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。

3．（グローバル社会への働きかけ）

社会福祉士は、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

Ⅳ．専門職としての倫理責任

1．（専門性の向上）

社会福祉士は、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。

2．（専門職の啓発）

社会福祉士は、クライアント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。

3．（信用失墜行為の禁止）

社会福祉士は、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。

4．（社会的信用の保持）

社会福祉士は、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。

5．（専門職の擁護）

社会福祉士は、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。

6．（教育・訓練・管理における責務）

社会福祉士は、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。

7. (調査・研究)

社会福祉士は、すべての調査・研究過程で、クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。

8. (自己管理)

社会福祉士は、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

注1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載してある。なお、アジア太平洋（2016年）および日本（2017年）における展開が制定されている。

注2. 本綱領にいう「社会福祉士」とは、本倫理綱領を遵守することを誓約し、ソーシャルワークに携わる者をさす。

注3. 本綱領にいう「クライアント」とは、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に照らし、ソーシャルワーカーに支援を求める人々、ソーシャルワークが必要な人々および変革や開発、結束の必要な社会に含まれるすべての人々をさす。

各地方厚生（支）局及び都道府県 福祉系大学等
社会福祉士学校及び社会福祉士養成施設所管課
各関係団体 御中

「ソーシャルワーク実習・実習指導における ICT 活用のガイドライン」について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成 30 年 3 月 27 日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会）において、社会福祉士の地域貢献や地方創生を視野に入れ、先進的な取組を行っている地域の実習施設での実習や卒業後の U ターン就職を見据えた出身地（地元）の実習施設での実習など、現在通っている学校（養成校）から遠方の地域の実習施設で実習を行う場合について、対面による実習指導と同等に行える ICT 等を活用した指導も可能と考えられることから、実習指導の方法を見直し、様々な地域の実習施設で実習が可能となるよう検討を行う必要があるとされたことを受け、令和 4 年度社会福祉推進事業「平常時の社会福祉士養成課程における ICT 活用 方法の検証に関する調査研究事業」（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）を実施した。

これを踏まえ、現在通っている養成校から遠方の実習施設で実習を行う場合のオンラインによる実習指導に関するガイドラインを策定したので、遠方の実習施設で実習を行う場合にオンラインによる実習指導を行う際にはこれを参照されたい。

ソーシャルワーク実習・実習指導における ICT 活用のガイドライン

1. 全般的事項

養成校（社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目を行う大学等、第 7 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づく社会福祉士学校及び社会福祉士養成施設、以下「養成校」という。）におけるソーシャルワーク実習・実習指導（以下、実習・実習指導）において web 会議システム・電子メール・クラウドストレージ・実習記録管理システム等の IC を活用する際、次の点に留意すること。

（1）養成校は、自校並びに実習施設・実習生が実習・実習指導に必要なインターネット環境を整備・確保していることを確認すること。なお、インターネット環境として必要な事項は以下の通りである。

ア 使用する情報端末（PC・タブレット等）が、安定的・継続的にインターネットへ接続できること。
イ web 会議システムを利用する場合、画像や音声によるコミュニケーションが円滑に実施できること。
ウ 実習・実習指導に必要な書類・文書等の共有について、情報セキュリティが十分に確保された方法（メール添付ファイルのパスワードロックやクラウドストレージ、実習記録管理システム等）を利用できること。

（2）養成校は、実習・実習指導における ICT 活用の目的・内容・方法等（技術的サポートを含む）に関する基本方針（以下、基本方針）を定めること。その際、障がい等を理由とした個別的な配慮を要する学生のアクセシビリティの確保に関する事項を含めること。また、それらの内容について実習教育に関わる教職員間で理解の共通化を図るとともに、教職員に必要なリテラシーを確保すること。

（3）養成校は、実習施設に対し実習・実習指導における ICT 活用の目的・内容・方法・設備や機材など環境整備等（技術的サポートを含む）について実習開始前に説明し、実習施設との間で合意された内容・範囲を明確にすること。

（4）養成校は実習生に対し実習・実習指導における ICT 活用の目的・内容・方法等について必要な事

前指導を行うとともに、必要なリテラシー教育（データ管理・情報セキュリティ・運用方法等含む）を適切かつ十分に行うこと。

（５）養成校は、実習・実習指導におけるＩＣＴ活用が基本方針に基づき適切に行われているか継続的に確認・評価を行い、必要に応じて修正・改善を図ること。

２．巡回指導・帰校日指導

巡回指導・帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、学生の希望に基づき、社会福祉士の地域貢献や地方創生を視野に入れた中山間地域や離島といった人材の確保・育成が困難な地域や先進的な取組を行っている地域の実習施設、又は卒業後のＵターン就職を見据えた出身地（実習生の地元）の実習施設など、現在通っている学校（養成校）から遠方の実習施設において実習を行う場合は、対面による巡回指導や帰校日指導に代えて教員が学生等のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導（以下「オンラインによる実習指導」という。）を行うことも可能と考える。ただし、オンラインによる実習指導を行う場合においては、次の点に留意すること。

（１）巡回指導に代えてオンラインによる実習指導を行う場合にあっては、実習担当教員及び実習指導者並びに実習生の三者（以下「実習関係三者」という。）、帰校日指導に代えてオンラインによる実習指導を行う場合にあっては実習担当教員及び実習生が声や表情等を相互に確認できる環境で指導を行うこと。

（２）実習担当教員は、実習生の健康状態や実習の遂行状況および実習記録等について、十分に確認・把握した上で必要な助言・指導を行うこと。

（３）実習担当教員は、実習指導者または実習生から対面による指導について要請があった場合、その理由・状況等を勘案した上で適切に対応すること。

（４）実習担当教員は、実習指導者がオンラインによる実習指導に不安を感じることがないように十分な配慮を行うこと。

（５）実習担当教員は、実習生が実習担当教員から個別指導を受けることができる場所・空間等の環境を確保するよう努めること。

ア 実習施設においては、実習生の発言が実習指導者を含む実習施設の職員等に聞かれることなく指導を受ける環境が整えられるよう実習指導者へ依頼し理解を得ること。

ただし、それが困難な場合は、別途、指導の機会を確保すること。

イ 実習生の自宅等においては、実習生の発言が他の実習生や家族などの第三者に聞かれる心配がない環境で指導を受けることができる環境を確保するよう実習生に対し適切に指導すること。

３．実習記録

実習記録の作成・保管・共有・指導等にＩＣＴを活用する際、次の点に留意すること。

（１）養成校は、社会におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の進展を踏まえ、実習記録の電子化を推進することについて、実習施設の理解と協力が得られるよう努めること。

（２）養成校は、巡回指導・帰校日指導に代えてオンラインによる実習指導を行う場合、実習記録を電子化した上で、実習関係三者の間で実習記録を共有・指導できる体制を構築すること。

（３）養成校は、実習記録の電子化を推進するにあたっては、統一的なシステム（様式・運用方法等を含む）を構築し、その内容について実習施設へ実習開始前に説明し同意を得ること。なお、実習施設のＩＣＴ活用に必要な環境整備や実習指導体制など個別の事情がある場合は、養成校は実習施設との合意が可能な内容・範囲で適切に対応すること。

（４）養成校は、実習記録の作成・保管・共有等にあたって十分な情報セキュリティを確保すること。

４．その他

養成校は、実習施設との事前・事後の打ち合わせや実習報告会などでＩＣＴを活用する場合においても、上記の内容を踏まえて適切に対応すること。

参考資料 3

身延大学の学外活動における ICT（情報通信技術）活用の基本方針

令和 6 年 9 月 4 日 教授会承認

1 目的

- (1) ICT（情報通信技術）を活用して学生の学外活動の学習効果を高め、より実践的なスキルを身に付けるとともに、効率的な指導を行うことを目的とする。
- (2) 各学外活動の目的を明確にして、学生が具体的な目標を持って取り組めるようにする。
- (3) 内容及び方法を理解した上で、ICT を活用して学外活動を行うこととする。

2 学外活動

学外活動とは大学外で行われる活動の総称であり、本学の学外活動は次の通りである。

- (1) 学外実習
- (2) インターンシップ
- (3) フィールドワーク
- (4) ボランティア活動
- (5) 社会的活動
- (6) 留学プログラム
- (7) サークル・クラブ活動
- (8) 各種大会や合宿
- (9) 学会・セミナー参加
- (10) ラオス仏像修復プロジェクト
- (11) その他

3 内容

- (1) 学外活動体験
 - ① 実際の活動現場を模擬的に体験することで、現場に出る前の準備を整える。
- (2) ビデオ教材
 - ① 学外活動に対応するビデオ教材を視聴する。
 - ② 学外活動での事例を基にした教材で、実践的な学びをサポートする。
- (3) オンラインにおける学外活動指導
 - ① 指導教員が行い、TA及びSAが補助する。
 - ② 学外活動中に施設等の担当者と面談をおこなう。
- (4) オンラインカウンセリング
 - ① 学生が直接相談できる環境を提供する。
 - ② 学外活動での問題や課題に対して、オンラインでカウンセリングを行う。
- (5) オンライン実習報告会
 - ① 学外活動中に定期的にオンライン報告会を実施し、学生が経験を共有する場を設ける。
- (6) デジタルポートフォリオの活用
 - ① 学生が実習中に学んだことや成果をデジタルポートフォリオに記録する。
 - ② 指導教員が随時フィードバックを提供する。

4 方法

(1) オンラインコミュニケーションツールの利用

- ① Zoom や Microsoft Teams 等のビデオ会議ツールを用いて、遠隔地からでも指導を行う。
- ② チャットや LINE 機能を用いて、学生と教員間で円滑なコミュニケーションを行う。

(2) 学習管理システム (LMS) の導入

- ① Moodle や Canvas 等の LMS を用いて、教材の配布や課題提出の管理を行う。
- ② 学生の進捗状況をリアルタイムで確認し、必要に応じてサポートを行う。

(3) クラウドサービスの利用

- ① Google Drive 等を利用し、資料やリソースを共有する。
- ② 共同作業やドキュメントの共同編集のサービスを利用する。

(4) メール利用

- ① 綿密なメールのやり取り、添付書類を利用する。

5 障がい等のある学生のアクセシビリティの確保

- (1) 障がいの有無にかかわらず、全ての学生が平等に教育を受けられる環境を整える。
- (2) 学外活動実施以前に、個々の学生の障がいに対応する方法や配慮について学ぶ。
- (3) 障がいの種類や程度に応じた個別対応を行う。
- (4) 障がい等のある学生の支援については「身延山大学における障害のある学生支援に関する規程」に準ずる。

6 個人情報の保護

個人情報の保護については「身延山学園個人情報保護方針について」に準ずる。

7 セキュリティ対策

セキュリティ対策については「身延山大学情報セキュリティ基本規程」及び「身延山大学情報セキュリティ対策に関する規程」に準ずる。

8 大規模災害における対応

大規模災害における対応については「福祉系実習の大規模災害における対応について」に準ずる。

ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン

- 本実習教育内容・実習評価ガイドラインにおいては、科目「ソーシャルワーク実習」の通知に規定されている「教育に含むべき事項①～⑩」に対応した「教育目標」を設定している。教育目標は、「達成目標」と「行動目標」で構成される。
- 「達成目標」は、実習生が実習を終えた時点において「どのような行動ができるようになっていくか」を示したものであり、実習の結果としての状態を表している。達成目標の習得の深度や段階は、実習施設の種別や法人の理念等に基づき、実習前に実習担当教員と実習指導者との間で調整して設定する。
- 「行動目標」は、達成目標を細分化し、「説明できる、図示できる、作成できる」など、より具体的かつ観察可能な行動を示している。
- ソーシャルワーク実習では、達成目標を問わず、ミクロ・メゾ・マクロの全てのレベルにおいて支援（介入）の対象が存在しているため、実際に活用する際は、それぞれのレベルで想定される対象を念頭に置いた行動目標を設定する。本ガイドラインでは、「ミクロ」「メゾ」「マクロ」を以下の通り定義する。

ミクロレベル：直接援助の対象である個人と家族への介入。
メゾレベル：家族ほど親密ではないが、グループや学校・職場、近隣など有意義な対人関係があるレベルで、クライアントに直接、影響するシステムの変容をめざす介入。
マクロレベル：対面での直接サービス提供ではなく、社会問題に対応するための社会計画や地域組織化。

- なお、教育に含むべき事項①～⑩の項目配列の順序は実習過程の順序を示したものでないため、実習施設・機関および実習生の状況に合わせ、各項目を関連付けて目標を達成するための実習計画を立案する。

厚労省通知 「ソーシャルワーク実習」			ソーシャルワーク実習の教育目標	
ねらい	教育に含むべき事項	達成目標	行動目標	
① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。	① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	(1) クライアント等と人間関係を形成するための基本的なコミュニケーションをとることができる	① クライアント、クライアントの家族、グループ、地域住民、職員等、様々な人たちのあらゆる出会いの場において、その人や状況に合わせて挨拶や自己紹介、声掛けを行うことができる。 ② クライアント、クライアントの家族、グループ、地域住民、職員等と関わる場において、その人や状況に合わせて言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションを使い分けことができる。 ③ ミーティングや会議等において発言を求められた際に具体的に説明することができる。 ④ カンファレンスで利用者の状況を具体的に説明することができる。 ⑤ 地域住民をはじめ、広い範囲に発信するための広報やウェブサイトの原稿を作成することができる。	
② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。	② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	(2) クライアント等との援助関係を形成することができる	① クライアント等との信頼関係（ラポール）を構築する際の留意点や方法を説明することができる。 ② クライアント等に対して実習生としての立場や役割を理解できるよう説明することができる。 ③ クライアント等と対話の場面で傾聴の姿勢（視線を合わせる、身体言語や声の質に配慮する、言語的追跡をする等）を相手に示し、コミュニケーションをとることができる。 ④ 実習指導者や職員がクライアントとの問題解決に向けた信頼関係を構築する場面を観察し、重要な点を説明することができる。	
③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。	③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	(3) クライアント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる	① 現在または過去のクライアント等の各種記録を参考に、収集すべき情報を系統的に収集することができる。 ② ハイオ・サイコ・ソーシャルの側面からクライアント等の客観的・主観的情報を系統的に収集することができる。 ③ クライアント等のエコマップを作成し、クライアント等を取り巻く環境（クライアントシステム）や関係性を把握し、説明することができる。 ④ クライアントの了解のもと、本人の家族や利用しているサービス事業者から情報を収集し、クライアントを強みの視点から理解・説明することができる。 ⑤ 収集した情報を統合してアセスメントし、クライアント等のニーズを明らかにすることができる。 ⑥ 収集した情報を指定の様式や用紙に記録することができる。	

④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。	④利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	(4) 地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる (5) 各種計画の様式を用いて計画を作成・策定及び実施することができる (6) 各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる (7) クライエントおよび多様な人々の権利擁護ならびにエンパワメントを含む実践を行い、評価することができる	①地域アセスメントの意義や方法、活用可能なツールについて説明することができる。 ②地域住民の生活の状況と地域及び地域を取り巻く環境との関係を説明することができる。 ③収集した情報を統合してSWOT分析を行い、地域特性や地域の強み（ストレングス）、地域の顕在的・潜在的な課題を明確にすることができる。 ④地域課題について多角的に判断し、取組むべき優先順位を地域住民と共に検討することができる。
		(8) 実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる (9) 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる (10) 地域住民、関係者、関係機関等と連携・協働することができる (11) 各種会議を企画・運営することができる	①実習で関係するミクロ・メゾ・マクロレベルにおける計画（個別支援計画、事業計画、各種行政計画等）の作成・策定の要点や方法を説明することができる。 ②アセスメントの結果を踏まえて支援目標と支援計画を作成し（状況に応じてクライアント等と一緒に）説明することができる。 ③自ら作成した支援目標・支援計画の一部または全部を実施することができる。 ①現在または過去のケース記録等を参考に、モニタリングおよび評価の方法について説明することができる。 ②特定のクライアントやグループ、地域を対象とした計画実施のモニタリングおよび評価を行うことができる。 ③実習施設・機関等の計画実施についてモニタリング及び評価を行い、その結果を適切に報告することができる。 ①クライアントおよび多様な人々を理解し、尊厳や価値観、信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。 ②クライアントおよび多様な人々の持つ「強み・力」（ストレングス）と「課題」を把握することができる。 ③クライアントおよび多様な人々を対象にした実習指導者や職員および実習施設・機関等が行っている権利擁護活動を理解し、説明することができる。 ④実習指導者や職員および実習施設・機関等のエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、行うことができる。 ⑤実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決の取組み（法制度、事業等）を確認し、説明することができる。
		(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。 ①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。
⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①実習施設・機関等の各職種の種類について把握し、それぞれの職務および機能と役割を説明することができる。 ②チームにおける社会福祉士の役割・機能を説明することができる。 ③具体的な問題解決の事例を踏まえて連携や協働の必要性を説明することができる。 ①関係する社会資源をマッピングした上で、それらの役割や機能等について説明することができる。 ②関係する専門職の役割・業務内容等について説明することができる。 ③事例検討会・ケースカンファレンス等に同席し、出席している各機関・施設の視点や連携するための工夫等について説明することができる。
		(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。 ①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。
		(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。 ①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。
⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。 ①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。
		(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。 ①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。
		(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかける	①協働するためのコミュニケーションを取りながら地域住民、関係者、関係機関等との信頼関係を築くことができる。 ②活動目的や必要な情報を地域住民、関係者、関係機関等と共有することができる。 ③地域住民、関係者、関係機関の相互の役割の違いや重なりを認識し、連携・協働した活動を実施するための必要な調整を行うことができる。 ④実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を地域住民、関係者、関係機関等に説明することができる。 ⑤包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。 ①カンファレンスや地域ケア会議等に同席し、職種ごとの業務の特徴やアセスメントの視点の違いを説明することができる。 ②多職種によるチームアプローチとして、目標設定や役割分担の合意形成の留意点等について説明することができる。 ③職員会議・委員会・事例検討会など組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者と共に実施することができる。 ④他機関との合同会議、住民参加の会議など組織外で開催される会議に同席し、会議の種類や目的について説明することができる。 ⑤参加・同席した会議の記録を適切に作成し、必要に応じて参加者及び欠席者に説明・共有することができる。 ⑥実習施設・機関等で必要な会議を企画・実施準備し、会議の進行（ファシリテーター）を担当することができる。

⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解	(14) 地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や新たな開発を検討することができる。	①実習施設・機関等の事業や活動と関係のある社会資源とその内容をマッピングし、実習施設・機関等を取り巻く社会資源の状況を説明することができる。 ②実習施設・機関等の事業やサービスを中心として、分野横断的・業種横断的な社会資源との関係性について明らかにし、説明することができる。 ③地域の問題解決に向けて分野横断的・業種横断的な社会資源が関係形成するための方法を説明することができる。 ④地域の問題解決に向けて社会資源が力を発揮するための調整方法について説明することができる。 ⑤地域の問題解決のために必要な社会資源を創出・開発するための方法を説明することができる。
⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	(15) 実習施設・機関等の経営理念や戦略を分析に基づいて説明することができる。 (16) 実習施設・機関等の法的根拠、財政、運営方法等を説明することができる。	①実習施設・機関等の経営理念、経営戦略について説明できるとともに、SWOT 分析等に基づいて意見を提示できる。 ②実習施設・機関等の理事会や評議員会など、意思を決定する組織体の機能について説明することができる。 ③各種委員会の役割や合意形成の過程と方法を説明することができる。
⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	(17) 実習施設・機関等における社会福祉士の倫理に基づいた実践及びジレンマの解決を適切に行うことができる	①実習指導者業務を観察し、クライアントや地域住民、関係者等との関わり場面、問題解決過程、チームアプローチ場面等を振り返り、倫理判断に基づく行為を発見・抽出することができる。 ②①により抽出した倫理的判断に基づく実践のうち、倫理的ジレンマが生じた場面に気づき、その解決のプロセスを説明することができる。 ③自分自身に倫理的ジレンマが生じた場面をソーシャルワークの価値・倫理に基づいて振り返り、解決することができる。 ④多職種によるカンファレンス等において、クライアントや地域住民、関係者との問題解決に向けて社会福祉士の専門性や立場から発言することができる。 ⑤個人情報保護のための取組について説明することができる。
⑩ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネート ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	(18) 実習施設・機関等の規則等について説明することができる (19) 以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネート ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	①実習施設・機関等の規則等のうち、職員が遵守すべき事項と労働条件が規定されている就業規則等を理解し、説明することができる。 ②実習施設・機関等の規則等のうち、事務分掌や職務権限を規定する規則等を理解し、説明することができる。 ③実習施設・機関等の規則等のうち、文書の保管や廃棄、記録の開示等を規定する規則等を理解し、説明することができる。 ④実習施設・機関等の規則等のうち、文書の保管や廃棄、記録の開示等を規定する規則等を理解し、説明することができる。 ⑤具体的な事例を踏まえ、各技術の目的、方法、留意点について説明することができる。 ⑥各技術を実施することができる。 （アウトリーチ） (4)～③への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等と関連して、当事者自身が声を上げられない状態にあるなどの理由で潜在化している問題や困難に気づき、解決に向けて当事者の居場所に出かけていくことができる。 （ネットワーキング） (8)～③・(9)・(10)～①②③・(11)・(13)～②・(14)～①②③への取り組みを踏まえて、実習施設・機関等の立場からミクロ・メゾ・マクロレベルの問題解決に必要な職種・機関を検討し、その必要性を対象となる地域住民、各職種・機関に説明することができる。 （コーディネート） (10)～③・(11)・(14)～④への取り組みを踏まえて、問題解決に必要な資源を把握し、その資源を円滑に活用できるよう調整することができる。 （ネゴシエーション） (4)～③・(10)～③・(11)～②への取り組みを踏まえて、必要な情報を集めて交渉の戦略を検討し、問題解決に必要な変化や合意形成に向けてその戦略を実施することができる。 （ファシリテーション） (10)～①②・(11)～②⑥・(13)への取り組みを踏まえて、カンファレンスや地域の会議、ネットワーク会議等における意思決定のプロセスが円滑になるよう働きかけることができる。 （プレゼンテーション） (1)～④・(2)～②・(3)～④・(10)～④・(11)～⑤の取り組みを踏まえて、適切に説明する内容をまとめ、場に応じた方法でその内容を発表することができる。 （ソーシャルアクション） (1)～⑤・(7)・(13)・(14)～⑤の取り組みを踏まえて、人がより良く生きることが阻害している法律・制度等の存在に気づくことができるとともに、それを変えるための戦略を検討し、実施することができる。